

徳島市専用水道事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の規定による専用水道の事務取扱いについて、法、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)に定めるもののほか、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(専用水道布設工事確認申請書)

第2条 法第33条第1項の規定による確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による布設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事確認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとし、適合しないと認めたとき、又は申請者の添付書類によって適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、専用水道布設工事不適合通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(専用水道記載事項変更届)

第3条 前条の規定により確認の通知を受けた者(以下「専用水道の設置者」という。)は、法第33条第3項の規定による届出をするときは、専用水道記載事項変更届(様式第4号)により行うものとする。市長に届け出なければならない。

(給水開始前届出書)

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出をするときは、専用水道給水開始前届出書(様式第5号)により行うものとする。市長に届け出なければならない。

(業務委託等の届出)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は、専用水道業務委託届(様式第6号)により行うものとする。市長に届け出なければならない。

2 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、専用水道業務委託契約失効届(様式第7号)により行うものとする。市長に届け出なければならない。

(専用水道の廃止の届出)

第6条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出が提出されたときは、居住者や給水量の状況、水道利用者の給水の確保等について確認の上、これを受理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。